

## 和歌山市アダプション・プログラムに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民が市内に存する公園、道路、河川その他の公共施設（以下「公園等」という。）の里親となり、当該公園等の清掃等を自主的に行う制度に関し必要な事項を定めることにより、市民の公園等に対する愛着心及び美化意識の高揚を図り、市と市民との連携の下に公園等の美化の推進及び美観の保護に資することを目的とする。

### (公園等の里親)

第2条 市は、美化推進に深い関心を持つ市内に住所を有する個人又は団体を公園等の里親として認証するものとする。

2 公園等の里親は、自主的に、次に掲げる活動（以下「里親活動」という。）を行うものとする。

- (1) 公園等の区域内の清掃
- (2) 公園等の区域内の除草
- (3) 公園内の施設等の損傷その他必要な事項の市への連絡
- (4) 公園等の美化推進について、地域社会へのPR・指導・教育的活動
- (5) その他公園等の美化等に必要活動

3 前項の里親活動は、直接営利活動若しくは政治活動又は専ら宗教の勧誘活動を目的としたものでないものとする。

### (養子縁組)

第3条 公園等の里親になろうとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 養子縁組申出書（別記様式第1号）
- (2) 里親活動をしようとする区域の略図
- (3) 名簿（別記様式第2号）

2 市長は、前項の申出について審査し、相当と認めるときは、当該申出をした者と合意書（別記様式第3号）を取り交わすものとする。

3 里親は、合意書の内容を変更する必要があるときは、養子縁組変更届出書（別記様式第4号）を市長に提出しなければならない。

### (合意の解消)

第4条 里親は、合意を解消しようとするときは、養子離縁届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、里親が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、合意を解消できるものとする。

- (1) 第2条第2項各号に掲げる里親活動がいずれも実施されていないとき。
- (2) 第7条の年間活動報告書の提出がないとき、又は当該年間活動報告書に虚偽の記載を行ったとき。
- (3) 里親活動の区域とする公園等が休止又は廃止になったとき。
- (4) 公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為を行ったとき。
- (5) その他長期にわたり里親活動を休止するなど、合意を存続させることが適当でないと市長が認めるとき。

3 市長は、合意を解消したときは、当該里親にその旨を通知するものとする。

### (里親活動に対する協力)

第5条 市は、公園等の里親活動に対し、次に掲げる協力を行うものとする。

(1) 次に掲げる物品の支給又は貸与

ア ゴミ袋

イ 清掃等に必要用具

ウ その他市長が必要と認める物品

(2) ボランティア保険への加入及び当該保険料の負担

(アダプトサインの設置及び撤去)

第6条 市長は、里親が希望し、かつ、里親活動を実施する公園等の管理者の承諾が得られる場合には、当該公園等アダプトサイン（当該公園等に関し、市と公園等の里親が養子縁組を行っていることを示す標識をいう。以下同じ。）を設置することができる。

2 市長は、第4条の規定により合意を解消したときは、これに係るアダプトサインを撤去するものとする。

(報告書の提出)

第7条 里親は、毎年度終了後4月末までに、前年度分の年間活動報告書（別記様式第6号）を市長に提出するものとする。

(表彰)

第8条 市長は、公園等の美化の推進に特に功績があったと認められる公園等の里親を表彰することができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。